

徳島県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき
営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第
五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

地区名	縦覧期間	縦覧場所
長生西部地区	令和四年八月三十日から 令和四年九月二十九日まで	阿南市役所